



● 「Care ShowJapan2024 ヘルスケア I T」に「運転脳トレ」を出展

2月20日（火）～22日（木）に、東京ビックサイトで「運転脳トレ」を直接体験することができます。

さらに、2月20日（火）には、13：00～川島隆太博士の特別講演も予定しております。

※特別講演のお席には限りがございますので、お早めのお申込みをお願いいたします。

<https://x.gd/xziaD>

「運転脳トレ」にご興味のある方は是非ご参加ください。事前に下記のメールアドレスにご来場の一報をいただけますと、当日のご案内時間を確保させていただきます。

お問合せ先：株式会社N e U 担当：林 奎良 E-mail [info@neu-brains.com](mailto:info@neu-brains.com)

-----  
■ 「安全運行のためのWEBセミナー4」配信開始のご案内  
-----

大変ご好評をいただいております「安全運行のためのWEBセミナー」ですが、このたび第4弾の配信を開始しました。

今回も、前回に引き続き事業用自動車のコンサルティング会社L p s 安全企画の町田慶太様（元サントリーロジスティクス安全担当責任者）にご登場いただき、「行動確認2K 日常業務実態の見える化」をテーマにご講演を頂きました。

いつでも何処でも無料でご視聴いただけますので、お時間のある時にぜひご覧いただき、御社の安全運行にお役立ていただけると幸いです。

ご視聴はこちらから

↓

<https://x.gd/Sfxtb>

-----  
■ 2月後半の安全管理ごよみ  
-----

- ◆ 1日（木）～29日（木）
  - 省エネルギー月間（経済産業省）
  - 全国生活習慣病予防月間（日本生活習慣病予防協会）
- ◆ 17日（土）～23日（金・祝）
  - アレルギー週間（〈公財〉日本アレルギー協会）
- ◆ 17日（土）～3月17日（日）
  - 令和5年度運行管理者第2回CBT試験
- ◆ 23日（金・祝）
  - 天皇誕生日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2024/01/10/kongetsu-untankanri-2024-feb/>

---

■ 危機管理意識を高めよう

---

『疲労・居眠運転に注意しましょう』

警察庁のデータによると、居眠運転による事故として統計上で明らかな数は、年間1.2%程度となっています。

2022年の交通事故発生件数のうち居眠運転は285件で、1.2%とされています（令和4年中における交通事故の発生状況について）。

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2024/02/01/kikikanri-inemuri-suimin/>

---

■ 交通事故の裁判事例

---

今回は、会社の業務を終了して帰宅していた二輪車が、交差点を横断してい

た歩行者に衝突した事故で、会社の使用者責任及び運行供用者責任が争われた事例を紹介します。

『会社業務と密接関連性を有する通勤中の事故であるとし、会社の責任を認定』

#### 【事故の状況】

平成28年9月21日午後6時50分ごろ、Aは会社業務を終え二輪車で自宅に帰宅途中に、信号のない交差点に進入したところ、右から横断してきたBと衝突しました。

この事故でBは、外傷性脾損傷等の傷害を負い、死亡しました。

Bの妻らは、Aが勤務する会社に対しても、会社のロゴマークの入った作業服を着て帰宅中に発生した事故であり、会社はAが二輪車で通勤していたことは認識していたはずであるため、少なくとも黙認していたとして、使用者責任及び運行供用者責任があると主張しました。

これに対して、Aが勤務する会社は、従業員の車両を業務に使用することは皆無であり、マイカー通勤は禁止していなかったが、Aが勤務するC営業所では二輪車で通勤は禁止していた。さらに、Aに支給していた通勤手当もマイカー通勤を前提としたガソリン代の支給ではなく、公共交通機関の定期券代相当額であり、Aが二輪車で通勤することを認めていなかった、などと主張しました。

#### 【裁判所の判断】

「会社はAに対して、二輪車で通勤について指摘したり、注意をしたりすることはなかった。事故当時、C営業所に通勤する従業員の多くがマイカー通勤をしていたが、マイカー通勤者であっても、会社からは公共交通機関を利用した場合の通勤手当が支給されていたし、Aに対しても、同様の通勤手当が支給されていた」

「上記認定によれば、会社は二輪車による通勤を容認ないし黙認しており、Aが会社のロゴマーク入りの作業服を着用した状態で二輪車で退社し、自宅に帰るまでの通勤途上で発生した事故であって、事故は、通勤という、会社業務と密接関連性を有する行為中に発生したものであり、会社の事業の執行につき生

じたものであるというべきであるし、会社は、Aの二輪車につき、運行供用者であるというべきである」

「したがって、Aが勤務する会社は、使用者責任（民法715条1項）により、また、Aの二輪車の運行供用者責任（自賠法3条）により、Bに生じた損害を賠償する責任があるというべきである」と判示しました。

（神戸地裁 令和2年6月18日判決）

---

## ■今日の朝礼話題

---

『工事規制時は早めの車線変更を』

高速道路各社は、リニューアルをはじめとする各種工事を実施していますが、工事車線規制に伴い、車線が減少する箇所では、交通規制機材に接触や追突する事故が増えているそうです。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2024/02/02/tw-construction-lane-regulation/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<https://www.think-sp.com/about/>

---

## ■【好評発売中】冊子「安全運転朝礼話題集」

---

※仕様 A4判／16ページ／カラー刷

※価格 1,100円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

WEBサイトで大変ご好評を頂いている「今日の朝礼話題」の中から、特に日々の朝礼で使用しやすいものを厳選して一冊の冊子にまとめました。

内容も、「交通ルール」「安全運転の知識」「トラブル対処法」など多岐にわたっており、日々の朝礼での話題に困ったときにお手元があればすぐにご活用いただける一冊となっています。

また、運転者の方が読んで安全運転の知識がつく内容となっているため、ぜひ事業所での安全意識向上にお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://x.gd/bU9mW>

-----  
【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和6年2月2日送信)

★X (旧ツイッター) アカウントを開設しました。是非、一度ご覧ください！

<https://twitter.com/thinkshuppan>

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール [mail@think-sp.com](mailto:mail@think-sp.com)

URL <https://www.think-sp.com/>

